【昭和28年8月1日 法律第142号】

（改正後）

第八十三条　削除

（改正前）

第八十三条　前条の規定による登録の申請があつた場合においては、第八十五条の規定により登録を拒否する場合の外、大蔵大臣は、登録申請書を受理した日から三十日を経過した日又は大蔵大臣が三十日に満たない期間を定めて当該登録申請者に通知した場合にはその期間を経過した日において、証券取引所登録原簿に左に掲げる事項を登録する。

一　名称

二　事務所及びその開設する有価証券市場の所在の場所

三　役員及び会員の氏名又は名称

四　登録年月日

②　大蔵大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なくその旨を登録申請者に通知しなければならない。

【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

第八十三条　前条の規定による登録の申請があつた場合においては、第八十五条の規定により登録を拒否する場合の外、大蔵大臣は、登録申請書を受理した日から三十日を経過した日又は大蔵大臣が三十日に満たない期間を定めて当該登録申請者に通知した場合にはその期間を経過した日において、証券取引所登録原簿に左に掲げる事項を登録する。

一　名称

二　事務所及びその開設する有価証券市場の所在の場所

三　役員及び会員の氏名又は名称

四　登録年月日

②　大蔵大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なくその旨を登録申請者に通知しなければならない。

（改正前）

第八十三条　前条の規定による登録の申請があつた場合においては、第八十五条の規定により登録を拒否する場合の外、証券取引委員会は、登録申請書を受理した日から三十日を経過した日又は証券取引委員会が三十日に満たない期間を定めて当該登録申請者に通知した場合にはその期間を経過した日において、証券取引所登録原簿に左に掲げる事項を登録する。

一　名称

二　事務所及びその開設する有価証券市場の所在の場所

三　役員及び会員の氏名又は名称

四　登録年月日

②　証券取引委員会は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なくその旨を登録申請者に通知しなければならない。

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第八十三条　前条の規定による登録の申請があつた場合においては、第八十五条の規定により登録を拒否する場合の外、証券取引委員会は、登録申請書を受理した日から三十日を経過した日又は証券取引委員会が三十日に満たない期間を定めて当該登録申請者に通知した場合にはその期間を経過した日において、証券取引所登録原簿に左に掲げる事項を登録する。

一　名称

二　事務所及びその開設する有価証券市場の所在の場所

三　役員及び会員の氏名又は名称

四　登録年月日

②　証券取引委員会は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なくその旨を登録申請者に通知しなければならない。